

シェアタ賃金規定（例）

運転者としての営業において、

（1回目支給）毎月度1日の0時00分から15日の23時59分59秒までの税込総売上分から消費税を引き、税抜総売上を算出し、その売上額に対し下記の通り給与支給額を算出し規定内の支給日に支給する。

（2回目支給）毎月度16日0時00分から末日の23時59分59秒までの税込総売上分から消費税を引き、税抜総売上を算出し、その売上額に対し下記の通り給与支給額を算出し規定内の支給日に支給する。また、退職金並びに賞与は支給しない。

（A型勤務運賃：一週間の就労時間が20時間以内）

$$\text{（期間内税抜総売上）} \times 55\% \text{（収入分）} = a$$

$$\text{（期間内税抜総売上）} \times 11\% \text{（車両経費分）} = b$$

$$a + b = \text{（総支給額）} - \text{（源泉徴収額）} = \text{（振込支給額）}$$

* 運転者が立替えたETC代金は100%上記総支給額以外にお支払いします。

（B型勤務運賃：一週間の就労時間が40時間）

$$\text{（期間内税抜総売上）} \times 50\% \text{（収入分）} = a a$$

$$\text{（期間内税抜総売上）} \times 11\% \text{（車両経費分）} = b b$$

$$a a + b b = \text{（総支給額）} - \text{（源泉徴収額）} = \text{（振込支給額）}$$

* 運転者が立替えたETC代金は100%上記総支給額以外にお支払いします。

* 給与支給日は毎月度2回支給する。

1回目の給与支給日は当月20日に支給する。また2回目の給与支給日は翌5日に支給する。尚、支給日が土日祝日の場合は、その明け営業日に支給する。